

教育実施状況（ICTの活用状況）…新型コロナウイルス感染症拡大前後の状況を比較

※この資料は、令和2年度法科大学院関係状況調査のうち、各法科大学院からの回答を概要としてまとめたものである。

調査対象：募集継続校35校を合計

（一部調査は、全法科大学院45校に照会しているが、この概要版では募集継続校に限定）

調査基準日：令和2年3月31日、4月1日現在

(1) 同時双方向型による遠隔授業の実施

※注 新型コロナウイルス感染症拡大前：おおむね令和2年4月上旬まで
新型コロナウイルス感染症対策中：おおむね令和2年4月中旬から5月下旬まで

■新型コロナウイルス感染症拡大前

- いずれの科目群においても、約80%以上の法科大学院が実施していた(28校～33校)。
- 他方、2校(筑波大学、駒澤大学)が同時双方向型による遠隔授業を本格的に実施していた。
- 新型コロナウイルス感染症対策中(現在に至るまで)
 - いずれの科目群においても、約90%の法科大学院が同時双方向型による遠隔授業を実施(31校～35校)。
 - ポストコロナ期においても、約30%以上の法科大学院が同時双方向型による遠隔授業を実施する予定(11校～16校)。
 - 同時双方向型による遠隔授業のメリットとしては、社会人学生が授業に参加しやすい、対面よりも質問しやすい環境ができる、レポート提出や確認テスト等をPCで行うため、添削や採点などが効率的になった等の意見があった。
 - 他方、課題としては、教員と学生の間で人間関係を構築しにくい、学生の学修の進捗を把握しにくい、授業準備に時間がかかる、通信環境やPC等の機器の状況により、学生の受講状況等に差が生まれる可能性がある等の意見があった。

(2) オンデマンド型動画の配信・活用

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、約50%以上の法科大学院がオンデマンド型授業を実施(18校～25校)。
また、欠席者用の補助教材、復習・予習用教材、授業中の教材として講義動画の配信する法科大学院も約60%以上あり。
- ポストコロナ期においても、50%以上の法科大学院が、多様な目的で、積極的に講義動画を配信していく予定。
- オンデマンド型のメリットとしては、社会人学生が利用しやすい、授業時間外の学修を充実させることができる、知識を効率的に指導することができる、学生が時間管理を柔軟に行うことができる等の意見があった。(課題は、同時双方向型と同様。)

(3) 十分な通信環境を持たない学生に対する配慮

- 十分な通信環境を持たず、何らかの経済的な支援が必要だった学生は、全体の約7%。
- 多くの法科大学院で、PCやルーターの貸与・購入費用の支援、通信費の支援、大学の教室やPCルーム開放などの支援。

(4) 実習を主たる内容とする科目(模擬裁判等)について

- 多くの法科大学院で、時期をずらして対面式で実施する、実施日程の削減等の対応を迫られている。
- 他方、弁護士業務もICT化が進んでいることから遠隔でのコミュニケーションの取り方を学ぶ機会として活用、三密を避けた実施(屋外実施、複数回で分散実施、複数の部屋に分かれPCを利用して実施等)、オンラインによる法律事務所研修など、工夫をこらすところもある。

(5) 定期試験や入学試験への対応

- 定期試験については、大講義室にて密を避けて筆記試験を実施、自宅にて実施(試験中のオンライン監督、なりすまし受験やカンニングが難しい問題を出題などの対応と併せて)、筆記試験は中止し、代替のレポートを課すなどの対応。
- 入試については、試験予備日の設定、筆記試験の簡略化、筆記試験を廃止し面接試験のみオンラインで実施などを検討中。